

職員服務規程及び行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年11月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員服務規程及び行政文書管理規程の一部を改正する訓令

(職員服務規程の一部改正)

第1条 職員服務規程(昭和40年岩手県訓令第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="169 952 770 1912"> <tr> <td data-bbox="169 952 592 1003">[略]</td> <td data-bbox="592 952 770 1003">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1003 592 1865"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。) </td> <td data-bbox="592 1003 770 1865">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="169 1865 592 1912">[略]</td> <td data-bbox="592 1865 770 1912">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]	[略]	[略]	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 所属長 次の表の左欄に掲げる職員の区分に従い、同表の右欄に掲げる者又はその職務を代理する者をいう。</p> <table border="1" data-bbox="858 952 1460 1912"> <tr> <td data-bbox="858 952 1281 1003">[略]</td> <td data-bbox="1281 952 1460 1003">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1003 1281 1865"> 3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、<u>オリンピック・パラリンピック推進室</u>、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。) </td> <td data-bbox="1281 1003 1460 1865">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 1865 1281 1912">[略]</td> <td data-bbox="1281 1865 1460 1912">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、 <u>オリンピック・パラリンピック推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]												
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]												
[略]	[略]												
[略]	[略]												
3 企画室、総務室、総合防災室、政策推進室、地域振興室、国際室、交通政策室、科学・情報政策室、三陸防災復興プロジェクト2019推進室、台風災害復旧復興推進室、ラグビーワールドカップ2019推進室、 <u>オリンピック・パラリンピック推進室</u> 、廃棄物特別対策室、若者女性協働推進室、医療政策室、医師支援推進室、定住推進・雇用労働室、ものづくり自動車産業振興室、競馬改革推進室及び県産米戦略室の職員(室長並びに政策監、調整監、ふるさと振興監、地域振興監、地域連携推進監、国際監、総括プロジェクト推進監、医師支援推進監、県産米戦略監、県産米生産振興監及び県産米販売推進監の担当区分にある職員を除く。)	[略]												
[略]	[略]												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>													

(行政文書管理規程の一部改正)

第2条 行政文書管理規程(平成11年岩手県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第31条関係）			別表（第31条関係）		
文書記号			文書記号		
1 本庁			1 本庁		
部局等	課 等	記 号	部局等	課 等	記 号
[略]			[略]		
文化スポーツ部	[略] ラグビーワールドカップ 2019推進室	[略] ラ	文化スポーツ部	[略] ラグビーワールドカップ 2019推進室 <u>オリンピック・パラリン ピック推進室</u>	[略] ラ <u>オパ</u>
[略]			[略]		
2 [略]			2 [略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この訓令は、令和元年11月18日から施行する。